

目 次

第 1 号 (6月8日)

1	出席議員	1
2	欠席議員	1
3	説明のための出席者	1
4	職務のための出席者	1
5	議事日程	1
6	本日の会議に付した事件	2
7	議事	
	開会	4
	日程第1 会議録署名議員の指名	
	日程第2 会期の決定	
	日程第3 諸般の報告	
	追加日程第1 議長の辞職許可について	
	追加日程第2 議長の選挙	
	追加日程第3 副議長の辞職許可について	
	追加日程第4 副議長の選挙	
	日程第4 常任委員会委員の選任	
	日程第5 議会運営委員会委員の選任	
	日程第6 議会広報特別委員会委員の選任	
	日程第7 南越消防組合議会議員の選挙	
	日程第8 南越清掃組合議会議員の選挙	
	日程第9 福井県丹南広域組合議会議員の選挙	
	日程第10 公立丹南病院組合議会議員の選挙	
	日程第11 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	
	日程第12 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて (令和元年度南越前町一般会計補正予算(第8号))	
	日程第13 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて (南越前町税条例等の一部改正)	
	日程第14 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて (南越前町国民健康保険税条例の一部改正)	
	日程第15 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて (令和2年度南越前町一般会計補正予算(第2号))	
	日程第16 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて (南越前町税条例の一部改正)	
	日程第17 議案第51号 令和2年度南越前町一般会計補正予算(第3号)	
	日程第18 議案第52号 令和2年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	
	日程第19 議案第53号 令和2年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算(第1号)	
	日程第20 議案第54号 令和2年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第1号)	
	日程第21 議案第55号 令和2年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第1号)	
	日程第22 議案第56号 南越前町印鑑条例及び南越前町手数料徴収条例の一部改正について	
	日程第23 議案第57号 南越前町国民健康保険条例改正及び南越前町後期高齢者医療に関する 条例の一部改正について	
	日程第24 議案第58号 南越前町保育所の設置及び管理に関する条例及び南越前町認定こども	

目 次

第 2 号 (6月9日)

1	出席議員	31
2	欠席議員	31
3	説明のための出席者	31
4	職務のための出席者	31
5	議事日程	31
6	本日の会議に付した事件	32
7	議事	
	開議	33
	日程第1 議席の一部変更	
	日程第2 議案第51号 令和2年度南越前町一般会計補正予算(第3号)	
	日程第3 議案第52号 令和2年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	
	日程第4 議案第53号 令和2年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算(第1号)	
	日程第5 議案第54号 令和2年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第1号)	
	日程第6 議案第54号 令和2年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第1号)	
	日程第7 議案第56号 南越前町印鑑条例及び南越前町手数料徴収条例の一部改正について	
	日程第8 議案第57号 南越前町国民健康保険条例改正及び南越前町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	
	日程第9 議案第58号 南越前町保育所の設置及び管理に関する条例及び南越前町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
	日程第10 議案第59号 南越前町介護保険条例の一部改正について	
	日程第11 議案第60号 公の施設の指定管理者の指定について	
	日程第12 議案の常任委員会付託	
	日程第13 代表質問	
	生駒一義	34
	日程第14 一般質問	
	山本 優	42
8	散会	47

目 次

第 3 号 (6月12日)

1	出席議員	48
2	欠席議員	48
3	説明のための出席者	48
4	職務のための出席者	48
5	議事日程	48
6	本日の会議に付した事件	49
7	議事	
	開議	51
日程第1	議案第51号	令和2年度南越前町一般会計補正予算(第3号)
日程第2	議案第52号	令和2年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第3	議案第53号	令和2年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算(第1号)
日程第4	議案第54号	令和2年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第1号)
日程第5	議案第55号	令和2年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第1号)
日程第6	議案第56号	南越前町印鑑条例及び南越前町手数料徴収条例の一部改正について
日程第7	議案第57号	南越前町国民健康保険条例及び南越前町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第58号	南越前町保育所の設置及び管理に関する条例及び南越前町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第9	議案第59号	南越前町介護保険条例の一部改正について
日程第10	議案第60号	公の施設の指定管理者の指定について
	各常任委員長報告	
日程第11	議案第64号	南越前町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて
日程第12	議案第65号	南越前町農業委員会委員の任命について
日程第13	議案第66号	南越前町農業委員会委員の任命について
日程第14	議案第67号	南越前町農業委員会委員の任命について
日程第15	議案第68号	南越前町農業委員会委員の任命について
日程第16	議案第69号	南越前町農業委員会委員の任命について
日程第17	議案第70号	南越前町農業委員会委員の任命について
日程第18	議案第71号	南越前町農業委員会委員の任命について
日程第19	議案第72号	南越前町農業委員会委員の任命について
日程第20	議案第73号	南越前町農業委員会委員の任命について
日程第21	議案第74号	南越前町農業委員会委員の任命について
8	閉会	57

令和2年6月南越前町議会会議録

招集の告示 令和2年5月14日 南越前町告示第105号
招集の期日 令和2年6月8日
招集の場所 南越前町役場 議場

第 1 号 6月8日(月)

出席議員(敬称略) 14名

1番 高橋宏介	2番 山本徹郎	3番 大浦和博
4番 城野庄一	5番 熊谷良彦	6番 喜村喜代治
7番 平泉初男	8番 加藤伊平	9番 秋田重敏
10番 生駒一義	11番 井上利治	12番 平谷弘子
13番 山本優	14番 丸岡武司	

欠席議員(敬称略) なし

会議録署名議員 13番 山本優 14番 丸岡武司

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町長	岩倉光弘		
副町長	藤原十三夫		
総務課長	北野徹	観光まちづくり課長	関根将人
町民税務課長	野村和子	保健福祉課長	西村成男
農林水産課長	山岸健	建設整備課長	中村勝典

(教育委員会)

教育長	上田康彦	事務局長	坂井浩伸
-----	------	------	------

職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長	中村幸彦	書記	關敏宏
--------	------	----	-----

議事日程(別紙のとおり)

会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

議長の辞職許可について

議長の選挙

副議長の辞職許可について

副議長の選挙

常任委員会委員の選任

議会運営委員会委員の選任

議会広報特別委員会委員の選任

南越消防組合議会議員の選挙

南越清掃組合議会議員の選挙

福井県丹南広域組合議会議員の選挙

公立丹南病院組合議会議員の選挙

福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議案第46号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度南越前町一般会計補正予算(第8号))

議案第47号 専決処分の承認を求めることについて
(南越前町税条例等の一部改正)

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて
(南越前町国民健康保険税条例の一部改正)

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度南越前町一般会計補正予算(第2号))

- 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて
(南越前町税条例の一部改正)
- 議案第51号 令和2年度南越前町一般会計補正予算(第3号)
- 議案第52号 令和2年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第53号 令和2年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算
(第1号)
- 議案第54号 令和2年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第1号)
- 議案第55号 令和2年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第1号)
- 議案第56号 南越前町印鑑条例及び南越前町手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第57号 南越前町国民健康保険条例及び南越前町後期高齢者医療に関する条
例の一部改正について
- 議案第58号 南越前町保育所の設置及び管理に関する条例及び南越前町認定こど
も園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第59号 南越前町介護保険条例の一部改正について
- 議案第60号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第61号 工事請負契約の締結について
- 議案第62号 工事請負契約の締結について
- 報告第3号 専決処分事項の報告について
(法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償の額の決定に
ついて)
- 報告第4号 専決処分事項の報告について
(若年単身者向け地域優良賃貸住宅整備工事変更契約について)
- 報告第5号 令和元年度南越前町一般会計継続費繰越計算書について
- 報告第6号 令和元年度南越前町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 議案第63号 南越前町監査委員の選任について

開 会

〔開会 午後1時01分〕

○議長（井上利治君） 6月議会定例会の開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、議会活動及び町政の運営にご理解とご協力をいただいております。また、町長はじめ理事者各位におかれましては、日夜を問わず、住民の福祉向上と安全安心で住みよい町づくりのためにご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、皆様もご承知のとおり、令和2年に入りましてから全国的に新型コロナウイルスによる感染者が発生しており、福井県においても122名の感染者が発生いたしました。国や県におきましては、感染症拡大防止対策として緊急事態宣言を発出し、外出自粛要請や個人事業者などへの休業要請、小中学校などへの休校要請などを行い、5月25日には、全国的に緊急事態宣言が解除されたところです。また、国による休業事業者への支援や10万円の特別定額給付金の支給、県においては各家庭へのマスクの購入券の配布、休業事業への補償など各種の施策を行い、地域経済活動の維持、地域住民の生活支援を行ってきております。町におかれましても、予定をしていた各種イベントなどの中止や役場職員の分散化勤務などによる新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施され、地域経済活動維持の支援並びに住民生活の支援として山海里応援弁当購入費補助、子育て支援特別給付金3万円の支給や県事業のマスク購入にかかる費用助成など各種の支援策を行ってこられました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の終息については、まだまだ不明瞭な状況であり、今後も、引き続き国・県・町の3者が連携し、新型コロナウイルス感染症対策を推進し、感染の拡大防止と町民の健康と安全の確保並びに経済活動維持への支援に対しご努力をお願い申し上げたいと存じます。当議会においても、感染防止対策を徹底するため、議場などにおけるマスクの着用、「密閉、密集、密接」の3密防止の対策などを講じておりますので、議員各位のご理解をたまわりたいと存じます。

さて、今期6月の定例会では、新型コロナウイルス感染症対策関連補正予算など重要な案件がありますので、議員各位におかれましては、慎重審議い

たゞきますようお願ひ申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。ただいまより、令和2年6月 南越前町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

〔午後1時 6分〕

会議録署名議員の指名

○議長（井上利治君）本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これより、日程に入ります。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において13番 山本 優君、14番 丸岡武司君を指名いたします。

会期の決定

○議長（井上利治君）次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、去る5月14日と6月1日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので議会運営委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（井上利治君）議会運営委員長 14番 丸岡 武司君
〔自席で報告〕

○議長（井上利治君）お諮りいたします。ただいまの、丸岡委員長の報告のとおり、本定例会の会期を、本日から12日までの5日間としたいと思えます。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（井上利治君）異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12日までの5日間とすることに決定しました。

諸 般 の 報 告

○議長（井上利治君）次に、日程第3 諸般の報告を行います。3月議会定例会以降に開催されました会議等については、お手元に配付してあります諸報告のとおりです。次に、監査委員から送付されました例月出納検査の結果については、お手元に写しを配付してありますので、ご覧願います。

なお、本日までに受理した請願・陳情等は、ございませんでした。これで、諸般の報告を終わります。暫時休憩します。

休 憩

〔休憩 午後 1時 9分 〕

〔再開 午後 1時10分 〕

再 開

○副議長（平谷弘子君）会議を再開します。議長 井上利治君から議長の辞職願が提出されましたので、地方自治法第106条の規定により、ここから私が議長の職務を行います。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（平谷弘子君）異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加することに決しました。追加日程第1 議長の辞職許可についてを議題といたします。事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（中村幸彦君）それでは、朗読させていただきます。辞職願。このたび、一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。令和2年6月8日付け南越前町議会議長 井上利治より、南越前町議会副議長 平谷弘子殿あてです。

○副議長（平谷弘子君）お諮りします。

井上利治君の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（平谷弘子君）異議なしと認めます。

よって、井上利治君の議長の辞職を許可することに決定しました。井上利治君の入場を許可します。井上利治君が入場されるまでしばらくお待ちください。

〔11番（井上利治君）入場復席〕

○副議長（平谷弘子君）井上利治君の議長の辞職については、許可されましたので告知いたします。井上利治君の発言を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○副議長（平谷弘子君）11番 井上利治君

〔11番（井上利治君）登壇〕

○11番（井上利治君）議長の辞任にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。私は平成30年の5月8日の臨時議会におきまして、議長にご推挙いただきましてから、議会の改革、活性化のため誠心誠意努力してまいりました。本日まで、議長としての職責を全うすることができましたのは、ひとえに平谷副議長をはじめ議員の皆様方の温かいご指導、ご鞭撻の賜物であります。また、岩倉町長をはじめ理事者各位のご協力とご理解があつてのことと衷心より厚くお礼申し上げます。

私にとりましてこの2年間は、忙しくはありましたが非常に充実した時間であり、長い人生の中でも大変貴重な経験をさせていただきました。思いがけずも、県の町村議会議長会の会長をさせていただき、大切な2年間でありました。今後は、これまでの経験を十分に活かして、残された期間微力ではございますが、議会発展のために精一杯の努力をいたす所存でございます。皆様におかれましては、これまで以上のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、南越前町の発展と本町議会のさらなる活性化を心よりご祈念申し上げまして、辞任のご挨拶とさせていただきます。長きに渡り、ご指導、ご鞭撻、誠にありがとうございました。

〔11番（井上利治君）降壇〕

○副議長（平谷弘子君）ただいま議長が欠員となっております。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、ただちに選挙を行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（平谷弘子君）異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加します。追加日程第2 議長の選挙を行います。選挙の方法は、地方自治法118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○副議長(平谷弘子君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○副議長(平谷弘子君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。議長に9番 秋田重敏君を指名します。

お諮りいたします。ただいま、指名しました秋田重敏君を、議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○副議長(平谷弘子君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました秋田重敏君が、議長に当選されました。秋田重敏君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。暫時休憩します。

休 憩

[休憩 午後 1時18分]

[再開 午後 1時18分]

再 開

○副議長(平谷弘子君) 会議を再開します。新議長 秋田重敏君の当選承諾の発言を求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○副議長(平谷弘子君) 秋田重敏君

[9番(秋田重敏君)登壇]

○9番（秋田重敏君）議長就任に当たり一言、ご挨拶を申し上げます。ただ今、本会議におきまして、皆様方にご推挙賜りまして、議長の要職に就任させていただくことになりました。誠に身に余る光栄であります。議員経験はもとより、浅学菲才、その器ではございませんが、皆様方のご協力をいただきながら、諸問題に取り組んで参りたいと存じます。

なお、議会の運営につきましては、不偏不党、公平無私の立場を堅持いたしますことをお誓い申し上げます。

今後とも、議員各位をはじめ皆様方の格別のご理解とご支援を切にお願い申し上げます。甚だ粗辞ではございますが、議長就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔9番（秋田重敏君）降壇〕

○副議長（平谷弘子君）ただいま議長が決定しましたので、議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。暫時休憩します。

休 憩

〔休憩 午後 1時18分 〕

〔再開 午後 1時18分 〕

再 開

○議長（秋田重敏君）会議を再開します。副議長 平谷弘子君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加することに決しました。追加日程第3 副議長の辞職許可についてを議題といたします。事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（中村幸彦君）それでは、朗読させていただきます。辞職願。このたび、一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。令和2年6月8日付け南越前町議会副議長 平谷弘子より、南越前町議会議長 秋田重敏殿あてです。

○議長（秋田重敏君）お諮りします。

平谷弘子君の副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます。

よって、平谷弘子君の副議長の辞職を許可することに決定しました。平谷弘子君の入場を許可します。平谷弘子君が入場されるまでしばらくお待ちください。

〔12番（平谷弘子君）入場復席〕

○議長（秋田重敏君）平谷弘子君の副議長の辞職については、許可されたので告知いたします。平谷弘子君の発言を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）12番 平谷弘子君

〔12番（平谷弘子君）登壇〕

○12番（平谷弘子君）副議長として皆様には本当にお世話になりましたが、また新たに日々精進してこれからも議員生活を送っていきたく存じておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

〔12番（平谷弘子君）降壇〕

○議長（秋田重敏君）暫時休憩します。

休 憩

〔休憩 午後 1時18分 〕

〔再開 午後 1時18分 〕

再 開

○議長（秋田重敏君）会議を再開します。ただいま、副議長が欠員となっております。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、ただちに選挙を行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加します。追加日程第4、副議長の選挙を行います。選挙の方法は、地方自治法118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。副議長に平谷弘子君を指名します。

お諮りいたします。ただいま、指名しました平谷弘子君を、副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました平谷弘子君が、副議長に当選されました。平谷弘子君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。暫時休憩します。

休 憩

〔休憩 午後 1時18分 〕

〔再開 午後 1時18分 〕

再 開

○議長（秋田重敏君）会議を再開します。副議長 12番 平谷弘子君の当選承諾の発言を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）12番 平谷弘子君

〔12番（平谷弘子君）登壇〕

○12番（平谷弘子君）副議長就任に当たりまして一言、ご挨拶を申し上げます。ただいま、本会議におきまして、皆様方にご推挙いただき、副議長に就任させて頂くこととなりました。誠に身に余る光栄でございます。議員経験はもとより、浅学菲才、その器ではございませんが、南越前町議会の副議長であるという大任を拝し、その責任の大きさを痛感しております。これからは、町民の皆様から更なる信頼を得られるような議会を目指し、議長を補佐役として支え、公正かつ円滑な議会運営に努めてまいり所存でございます。議員の皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りまして、職責を全うしたいと思っておる次第でございます。また、理事者各位におかれましては、格別のご支援、ご協力をお願い申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、副議長就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔12番（平谷弘子君）降壇〕

○議長（秋田重敏君）暫時休憩いたします。

休 憩

〔休憩 午後 1時18分 〕

〔再開 午後 1時18分 〕

再 開

○議長（秋田重敏君）会議を再開します。次に日程第4 常任委員会委員の選任を議題とします。これは、委員会条例第3条第1項の規定により、常任委員会の委員の任期満了に伴い、常任委員会委員の選任については、同条例第7条第2項の規定により、「議長が指名する」となっております。

お諮りいたします。

総務文教常任委員会委員に1番 高橋宏介君、4番 城野庄一君、6番 喜村喜代治君、7番 平泉初男君、10番 生駒一義君、13番 山本 優君、私、秋田重敏です。

産建厚生常任委員会委員に2番 山本徹郎君、3番 大浦和博君、5番 熊谷良彦君、8番 加藤伊平君、11番 井上利治君、12番 平谷弘子君、14番 丸岡武司君のそれぞれ7名を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(秋田重敏君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま、指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

次に、日程第5 議会運営委員会委員の選任を議題といたします。これは、委員会条例第4条の2第3項において準用する同条例第3条第1項の規定による、議会運営委員会の委員の任期満了に伴い、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、「議長が指名する」となっております。

議会運営委員会委員に2番 山本徹郎君、5番 熊谷良彦君、6番 喜村喜代治君、7番 平泉初男君、10番 生駒一義君、14番 丸岡武司君の6名を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(秋田重敏君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま、指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。暫時休憩します。

休 憩

[休憩 午後 1時18分]

[再開 午後 1時18分]

再 開

○議長(秋田重敏君) 休憩中に、委員会条例第8条の規定により、各常任委員会、議会運営委員会で互選されました、各委員長、副委員長を報告します。

総務文教常任委員長に7番 平泉初男君、副委員長に1番 高橋宏介君、産建厚生常任委員長に5番 熊谷良彦君、副委員長に2番 山本徹郎君、議会運営委員長に14番 丸岡武司君、副委員長に6番 喜村喜代治君。

次に、原子力安全対策特別委員会、新幹線・在来線対策特別委員会及び自然保護並びに環境保全対策特別委員会の委員については、全議員が委員となっております。委員長、副委員長の辞任に伴い、同条例第8条の規定により、同委

員会で互選されました委員長、副委員長を報告いたします。
暫時休憩いたします。

休 憩

〔休憩 午後 1時18分 〕

〔再開 午後 1時18分 〕

再 開

○議長（秋田重敏君）会議を再開いたします。委員長、副委員長の辞任に伴い、同条例第8条の規定により、同委員会で互選されました委員長、副委員長を報告させていただきます。

原子力安全対策特別委員会 委員長に3番 大浦和博君、副委員長に2番 山本徹郎君、新幹線・在来線対策特別委員会 委員長に8番 加藤伊平君、副委員長に6番 喜村喜代治君、自然保護並びに環境保全対策特別委員会 委員長に4番 城野庄一君、副委員長に1番 高橋宏介君。以上のとおり報告します。

暫時休憩します。

休 憩

〔休憩 午後 1時18分 〕

〔再開 午後 1時18分 〕

再 開

○議長（秋田重敏君）会議を再開します。日程第6 議会広報特別委員会委員の選任を議題とします。議会広報特別委員会委員 全員より辞任願が提出されております。委員会条例第12条第2項により、議長が許可することとなっておりますので、許可したことを報告いたします。

お諮りいたします。

議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項により、2番 山本徹郎君、3番 大浦和博君、5番 熊谷良彦君、9番 私 秋田重敏君、12番 平谷弘子君、13番 山本 優君の6名を指名いたします。これにご異議ございませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君） 8番 加藤伊平君

○8番（加藤伊平君）はい。今までは広報特別委員会に常任委員長が2人入っていた。その方が、常任委員会の報告の時に便利だった。それをふまえて外しているなら、私はそれでいいと思いますが。

○議長（秋田重敏君）入っておられないのは平泉さんだけです。熊谷さんは入っておられます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君） 12番 平谷弘子君

○12番（平谷弘子君）はい。常任委員長さんはお入りになった方がいいんじゃないですか。

○議長（秋田重敏君）では、平泉さん、広報特別委員会にお入りいただけますか。

○7番（平泉初男君）はい。

○議長（秋田重敏君）なら、私が抜けさせていただきまして、平泉さんをお願いしたいと存じます。もう1回、訂正させていただきました委員会の委員を発表させていただきます。2番 山本徹郎君、3番 大浦和博君、5番 熊谷良彦君、7番 平泉初男君、12番 平谷弘子君、13番 山本 優君の6名を指名させていただきます。

これでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めさせていただきます。

よって、ただいま指名しました諸君を議会広報特別委員に選任することに決定をいたしました。

暫時休憩します。

休 憩

〔休憩 午後 1時18分 〕

〔再開 午後 1時18分 〕

再 開

○議長（秋田重敏君）会議を再開します。休憩中に、委員会条例第8条の規定により、議会広報特別委員会で委員長及び副委員長が互選されましたので報告いたします。

議会広報特別委員会委員長に13番 山本 優君、副委員長に3番 大浦和博君。以上のおり報告いたします。

それでは、選任されました各委員長の方は前のほうに出てきてください。平泉初男君、熊谷良彦君、丸岡武司君、山本 優君、大浦和博君、加藤伊平君、城野庄一君、前のほうへお願いします。代表いたしまして総務文教委員長の7番 平泉初男君から挨拶をしていただきたいと思います。と存じます。

○議長（秋田重敏君）総務文教常任委員長 平泉初男君
〔総務文教常任委員長（平泉初男君） 登壇〕

○総務文教常任委員長（平泉初男君）ただいま、皆様のご推挙、また立候補により私ども委員長副委員長に就任いたしました。これからは、各常任委員会、特別委員会とも重複した課題があるかと思いますので、連絡を取り合ってやっていきたいと思います。皆さんのこれからのご協力、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋田重敏君）以上で委員長の就任のあいさつを終わります。
〔総務文教常任委員長（平泉初男君） 降壇〕
〔各委員長 自席に着く〕

○議長（秋田重敏君）次に、日程第7 南越消防組合議会議員の選挙から、日程第11 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙までを議題といたします。
お諮りいたします。

日程第7 南越消防組合議会議員の選挙から、日程第11 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙までを一括して議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます。

よって、日程第7から日程第11までを一括して議題とすることに決しました。現在、南越消防組合議会議員、南越清掃組合議会議員、福井県丹南広域組合議会議員、公立丹南病院組合議会議員、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員が、議会

運営の都合により辞職しております。よって、ただちに選挙を行いたいと思いません。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(秋田重敏君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において、指名することといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(秋田重敏君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

最初に、南越消防組合議会議員に5番 熊谷良彦君、6番 喜村喜代治君、13番 山本 優君、私 秋田重敏を指名いたします。

次に、南越清掃組合議会議員に3番 大浦和博君、10番 生駒一義君、秋田重敏、14番 丸岡武司君を指名いたします。

次に、福井県丹南広域組合議会議員に1番 高橋宏介君、12番 平谷弘子君、私 秋田重敏を指名いたします。

次に、公立丹南病院組合議会議員に2番 山本徹郎君、4番 城野庄一君、12番 平谷弘子君を指名いたします。

次に、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員に、秋田重敏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、指名しました諸君を当選人とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(秋田重敏君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が、各組合議会議員に当選されました。ただいま、当選されました各組合議会議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

暫時休憩します。

休 憩

[休憩 午後 1時18分]

〔再開 午後 1時18分 〕

再 開

○議長（秋田重敏君） 会議を再開します。

議 案 の 上 程

○議長（秋田重敏君） 日程第12 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度南越前町一般会計補正予算（第8号））から日程第28 議案第62号 工事請負契約の締結についてまでの17議案について一括して上程します。

提 案 理 由 の 説 明

○議長（秋田重敏君） 岩倉町長より、提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君） 岩倉町長

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君） 本日ここに、令和2年6月定例議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

はじめに、本日、南越前町議会の新しい議長、副議長に当選されました秋田議長さんと平谷副議長さんをはじめ、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会の委員長さんと副委員長さんに対しまして、心からお祝いとお喜びを申し上げます。誠にありがとうございます。

新たな南越前町の議会組織がスタートするわけではありますが、今後とも南越前町の地域全体の発展と町民全員の福祉向上のために、絶大なるご尽力を賜りますよう衷心よりお願いを申し上げます。

なお、井上前議長さんにおかれましては、今までの議会経験を活かされまして、今後とも町政発展のためになお一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

さて、中国湖北省武漢市で発生いたしました新型コロナウイルス感染症は、わずか数か月の間にパンデミックと言われる世界的な大流行となり、世界の累計感染者数は690万人を超えまして、死者も40万人を超える事態となっております。

わが国においても、本年1月16日に国内初の感染者を確認して以来、現在まで感染者数は1万7千人を超えまして、900人を超える死者が発生する未曾有の事態となったところであります。

4月7日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言が、7都府県を対象に期間を5月6日までと定め発令されまして、その後4月16日に全都道府県を対象に拡大され、期間も5月31日までに延長されたところでありますが、感染者数の減少に伴い、本県を含む39県が5月14日、21日は近畿3府県と順次、緊急事態宣言が解除されまして、25日には残りの5都道県が解除され全面解除となったところであります。

この間、国では、国民に対して不要不急の外出及び3つの密となるような状況を避け、マスクの着用や手洗いの励行、咳エチケット、人との接触を極力8割削減するなどの徹底を呼びかけるとともに、PCR検査や医療機関での医療体制の充実を図ったところであります。

生活支援、経済対策では、全国、全ての人々に対して一律10万円を給付する特別定額給付金、前年と比較して売り上げが50%以上減少している事業者に対して給付する持続化給付金の創設や、雇用の維持を図るための雇用調整助成金等を拡充し、国民の生活を守る施策を展開しているところであります。

一方、福井県においては、3月18日に県内初となる感染者が発表されまして、約1か月の瞬く間に100人を超える感染者が報告されたところであります。これを受けて県では、4月14日に県独自の緊急事態宣言を発出し、感染拡大の防止、医療提供体制の充実・強化と経済雇用対策・生活支援対策の3つを柱とする県の総合対策を打ち出したところであります。

このような中で、南越前町では、3月31日に町内初となる感染者が報告されまして、感染症対策の徹底を図るため、感染拡大防止対策として、各集落や各種団体に対して、集会・イベントの自粛要請、町内公共施設の一時休館、今庄そばまつり、河野梅まつり、はすまつり、花はす早朝マラソン大会、河野夏まつり等のイベント等催事について苦渋の判断ではございますが、中止の決定をさせていただいたところであります。

町といたしましても、感染症対策及び生活支援、経済支援を早急に行うため、令和元年度及び2年度の予備費を弾力的に充用したほか、4月21日には令和2年度一般会計補正予算第2号を専決処分し、県のマスク購入券に対する全額補助、

高校生以下一律 3 万円を交付する子育て支援特別給付金、飲食店の活性化を図るための補助など町独自の事業を盛り込み、国の特別定額給付金等とあわせ、即、実施させていただいたところであります。

10 万円を交付する特別定額給付金の申請状況は現在 95% を超えまして、マスク購入に係る助成金についても 85% を超え、3 万円を交付する子育て支援特別給付金と併せて、いち早く町民の皆様へ給付金等を支給させていただいているところであります。

また、感染が拡大する中、町の業務を滞ることなく継続するため、業務継続計画により今庄住民センター内に町役場のサテライトオフィスを開設し、副町長以下 32 名の職員を分散勤務させ、職員内で感染者が発生した場合でも、行政機能が停止しないよう備えているところであります。

新型コロナウイルス感染症に対する治療薬やワクチンが確立されていない現状では、「新しい生活様式」や「県民行動指針」の町民への浸透をしっかりと図りながら、感染拡大時にはブレーキ、生活支援や経済回復にはアクセルをと、完全なる終息まで長丁場になると考えられる中、気を許すことなくあらゆる方面で対策を講ずることといたします。

特に、緊急経済対策として地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、既に 4 月専決補正予算で計上した事業に充当するほか、診療施設等の感染症対策物品の購入や同施設の手洗い水栓の自動化や避難所の感染症対策を実施することとし、今後、同交付金に対する国の第 2 次補正予算も念頭に置きながらすすめることといたしますので、ご理解ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

あらためまして、町民の皆様方にこの新型コロナウイルス感染症対策に対しまして、本当に深いご理解とご協力をいただきましたことを心から感謝申し上げたいと思います。また、今後ともこの南越前町が一体となってしっかり取り組んでまいりますので、ご理解ご協力をよろしくようお願い申し上げます。

次に、今年が集落要望の現地調査につきましては、新型コロナウイルス感染拡大を懸念いたしまして、やむを得ず区長さんの立ち会いによる現地調査は中止とさせていただきましたが、各区長様方から提出された要望書をもとにこちら独自で調査を行い、緊急性や重要性の観点から判断して、今回の 6 月補正予算にて集落要望に係る予算を提案させていただくことといたしました。

第 1 次の実施回答としては、現在 41% の実施回答率となっておりますが、今後、県などへの要望に全力を傾注し、11 月の第 2 次実施回答率のアップに取り組んでいきたいと考えております。

今後とも、南越前町といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ

め、国及び県の動向をしっかりと見極めながら、財政基盤の強化、また人口減少対策や地域の活性化など、本町の現状をしっかりと踏まえまして、町政の運営にあたっていきたくて考えておりますので、議員各位の皆様方をはじめ、町民の方々の一層のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、6月定例議会に提案をいたしました各議案の概要につきまして、ご説明申し上げます。

提案をいたしました議案は、専決処分の承認を求めるものが5件、補正予算に関するものが5件、条例の一部改正に関するものが4件、公の施設の指定管理者の指定に関するものが1件、工事請負契約の締結に関するものが2件の合計17件であります。

最初に、議案第46号から議案第50号までの、専決処分の承認を求めることについてであります。これは事務上、急を要し、議会を招集する時間的余裕がないものと認め、議案第46号は令和2年3月25日、議案第47号及び議案第48号は3月31日、議案第49号は4月21日、議案第50号は4月30日にそれぞれ専決処分をもって決定いたしましたものであります。

はじめに、議案第46号 令和元年度南越前町一般会計補正予算（第8号）について、専決処分の承認を求めることについてであります。これは、担い手確保・経営強化支援事業補助金が国庫事業の採択が受けられなかった等により補正予算を編成する必要が生じたので、専決処分いたしましたものであります。予算総額から594万2千円を減額し、予算総額を84億354万4千円にいたしましたものであります。

歳出の主なものは、総務費では、今庄365スキー場及び今庄365温泉やすらぎへの庁内LAN工事に89万7千円の追加、農林水産業費では、担い手確保・経営強化支援事業補助金で1,009万円の減額、有害鳥獣捕獲奨励報奨費に157万円、有害鳥獣駆除委託料に131万1千円の追加等であります。

歳入の主なものは、地方特例交付金では、減収補てん特例交付金として258万6千円の追加、県支出金では、鳥獣害のない里づくり推進事業として183万3千円の追加、担い手確保・経営強化支援事業補助金で1,009万円の減額等であります。

また、繰越明許費補正では、庁内ネットワーク構築事業に89万7千円の追加、担い手確保・経営強化支援事業補助金で1,009万円の廃止であります。

次に、議案第47号 南越前町税条例等の一部改正について、専決処分の承認を求めることについてであります。これは、地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、南越前町税条例等の一部を改正する必要が生じたので、専決処分いたしましたものであります。

次に、議案第48号 南越前町国民健康保険税条例の一部改正について、専決処分の承認を求めることについてであります。これは、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、南越前町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、専決処分いたしましたものであります。

次に、議案第49号 令和2年度南越前町一般会計補正予算（第2号）について、専決処分の承認を求めることについてであります。これは、新型コロナウイルス感染症対策を早急に実施するため、全町民に一律10万円を交付する特別定額給付金等の予算措置をする必要が生じたので、専決処分いたしましたものであります。予算総額に11億4,745万4千円を追加し、予算総額を101億7,849万3千円にいたしましたものであります。

また、債務負担行為補正では、中小企業経営安定資金利子補給（新型コロナウイルス感染症対策分）を追加いたしましたものであります。

歳出では、総務費では、マスク購入費助成事業に1,685万2千円、特別定額給付金事業に10億6,579万円の追加、民生費では、子育て支援特別給付金事業に4,509万9千円、子育て世帯への臨時特別給付金事業に1,350万4千円の追加、衛生費では、保健師県派遣に伴う会計年度任用職員の補充に84万円の追加、商工費では、飲食店活性化事業補助金に294万円、商工業者組織持続化支援事業補助金に100万円の追加、教育費では、スクールバス運行委託料に142万9千円の追加であります。

歳入では、国庫支出金では、特別定額給付金事業費補助金として10億5,000万円、同事務費補助金として1,579万円、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金として1,200万円、同事務費補助金として150万4千円の追加、基金繰入金では、財政調整基金繰入金として6,816万円の追加であります。

次に、議案第50号 南越前町税条例の一部改正について、専決処分の承認を求めることについてであります。これは、地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、南越前町税条例の一部を改正する必要が生じたので、専決処分いたしましたものであります。

以上、専決処分の承認を求める議案5件につきまして、ご説明を申し上げます。

次に、議案第51号 令和2年度南越前町一般会計補正予算（第3号）であります。予算現額に1億1,094万5千円を追加し、予算総額を102億8,943万8千円にいたそうとするものであります。

また、地方債補正では、小学校空調整備事業で限度額1,960万円を追加いたします。

歳出の主なものは、総務費では、町有地維持管理工事等に148万6千円、ウェブ会議システム導入に106万2千円、庁舎及び避難所感染防止対策消耗品費に244万2千円、避難所感染防止対策用備蓄倉庫整備に223万3千円、同空間間仕切り備品等購入に97万6千円、集落防犯灯整備事業補助金に142万2千円、地域おこし協力隊会計年度任用職員報酬に127万5千円、窓口事務会計年度任用職員報酬に112万円の追加、民生費では、老人保健施設特別会計繰出金に290万1千円、教育・保育施設遊戯室空調設備設置事業に2,600万円、在宅育児応援手当に182万円、保育士会計年度職員パートタイム職員報酬に201万7千円の追加、同じくフルタイム職員給料で195万7千円の減額、衛生費では、国民健康保険今庄診療所特別会計繰出金に520万7千円、河野診療所特別会計繰出金に156万5千円の追加、農林水産業費では、強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金で1,025万円、うめまつり開催補助金で100万円の減額、山海里集落支援事業補助金に300万円、農道舗装事業に147万4千円、県単漁港修築事業に165万円の追加、商工費では、中小企業休業等要請協力負担金に300万円、飲食店活性化事業補助金に294万円、観光推進員会計年度任用職員給料に241万1千円の追加、はすまつりなど3大イベント中止に伴う委託料で2,681万1千円の減額、そまやま温泉施設管理委託料に530万4千円、やすらぎ公有建物罹災補償金に115万8千円、スキー場施設修繕料に197万1千円の追加、土木費では、道路橋梁費集落要望対応工事に1,740万2千円の追加、教育費では、管内小学校空調整備工事に4,906万円、スクールバス運行委託料に326万7千円、今庄中学校地下タンク内部FRPライニング工事に203万3千円の追加、花はす早朝マラソン中止に伴う経費で995万3千円の減額、予備費では、新型コロナウイルス感染症対策予備費に300万円の追加等であります。

歳入の主なものは、分担金及び負担金では、保育所保育料で204万3千円の減額、国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として8,956万7千円の追加、生物多様性保全推進交付金で150万円の減額、学校施設環境改善交付金として1,307万5千円の追加、県支出金では、子ども医療費助成事業補助金として255万7千円の追加、地域担い手づくり整備事業費補助金で1,025万円の減額、寄附金では、児童福祉費寄附金として2,000万円の追加、繰入金では、財政調整基金繰入金で6,816万円の減額、繰越金では、純繰越金として2,460万5千円の追加、諸収入では、マラソン大会参加料で690万円の減額、コミュニティ助成事業助成金として200万円、公有建物損害共済金として155万6千円、町公共施設管理公社委託料精算金として2,498万3千円の追加、町債では、小学校空調整備事業債で1,960万円の

追加等であります。

次に、議案第52号 令和2年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。予算現額に64万6千円を追加し、予算の総額を1億1,523万1千円にいたそうとするものであります。

歳出については、保険給付費では、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当として64万6千円の追加であり、歳入については、県支出金では、特別調整交付金として64万6千円の追加であります。

次に、議案第53号 令和2年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算（第1号）であります。予算現額に520万7千円を追加し、予算の総額を2億7,017万8千円にいたそうとするものであります。

歳出の主なものは、総務費では、空調設備修繕料として130万3千円、手洗器自動水栓切替工事として249万5千円の追加、医業費では、医科用消耗材料費として131万3千円の追加等であり、歳入については、一般会計繰入金として520万7千円の追加であります。

次に、議案第54号 令和2年度南越前町河野診療所特別会計補正予算（第1号）であります。予算現額に156万5千円を追加し、予算の総額を9,359万円にいたそうとするものであります。

歳出の主なものは、総務費では、手洗器自動水栓切替工事として123万8千円の追加等であり、歳入については、一般会計繰入金として156万5千円の追加であります。

次に、議案第55号 令和2年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算（第1号）であります。予算現額に290万1千円を追加し、予算の総額を1億8,294万4千円にいたそうとするものであります。

歳出の主なものは、総務費では、手洗器自動水栓切替工事として170万5千円の追加等であり、歳入については、一般会計繰入金として290万1千円の追加であります。

次に、議案第56号 南越前町印鑑条例及び南越前町手数料徴収条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により個人番号通知カードが廃止されることなどに伴い、これに関係する条例の一部を改正する必要があるため、今回提案いたすものであります。

次に、議案第57号 南越前町国民健康保険条例及び南越前町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

これは、国民健康保険の被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給するとともに、後期高齢者医療の被保険者で同感

感染症に感染する等した被用者に対する傷病手当金の支給に係る申請書の受け付け事務を本町において行いたいので、今回提案いたすものであります。

次に、議案第58号 南越前町保育所の設置及び管理に関する条例及び南越前町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

これは、国の幼児教育・保育無償化の対象とならない第2子に対して、保育料を経済的状況に応じ一部無償化する県の事業が創設されることに伴い、これに係る条例の一部を改正する必要があるので、今回提案いたすものであります。

次に、議案第59号 南越前町介護保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

これは、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、低所得者の保険料を軽減し、併せて、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置を実施したいので、今回提案いたすものであります。

次に、議案第60号 公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

これは、本年4月に指定管理者から町へ管理を引き継いだ公の施設について、新たな指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、今回提案いたすものであります。

その内容は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、「今庄365スキー場」、「今庄活性化センター」及び「今庄多目的施設」並びに「今庄特産物直売交流センター」で、指定管理者となる団体の名称は、いずれの施設も一般財団法人南越前町公共施設管理公社で、指定の期間については、同じくいずれの施設も令和2年7月1日から令和7年3月31日にいたそうとするものであります。

次に、議案第61号 工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

この契約につきましては、予定価格が5,000万円以上の工事の請負のため、南越前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要としますので、今回提案いたすものであります。

工事の内容は、南条SA周辺地域振興施設新築工事で、契約の方法は、制限付き一般競争入札（事後審査型）、契約金額は、11億8,107万円で、坂川建設株式会社南条本店、株式会社キョエイビルド河野支店、大和建設株式会社南越前支店、南条SA周辺地域振興施設新築工事特定建設工事共同企業体 代表者 坂川建設株式会社南条本店 本店長 辻本 忠夫と工事請負契約を締結いたそうとするものであります。

次に、議案第62号 工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

この契約につきましては、予定価格が5,000万円以上の工事の請負のため、南越前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要といたしますので、今回提案いたすものであります。

工事の内容は、糠漁港離岸堤機能増進工事（その2）で、契約の方法は、指名競争入札、契約金額は、8,987万円で、株式会社高野組 河野支店 支店長 川端淳一と工事請負契約を締結いたそうとするものであります。

以上6月定例議会に提案をいたしました17議案につきまして、ご説明を申し上げます。

ご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

〔町長（岩倉光弘君）降壇〕

○議長（秋田重敏君）これにて、提案理由の説明を終わります。

日程第29 報告第3号 専決処分事項の報告について（法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償の額の決定について）から日程第32 報告第6号 令和元年度南越前町一般会計繰越明許費繰越計算書についてまでの4件については、お手元に配付してありますのでご覧願います。

質 疑

○議長（秋田重敏君）次に、町長から提案理由の説明がありました日程第12 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度南越前町一般会計補正予算（第8号））から日程第16 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（南越前町税条例の一部改正）についてまでの5議案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

○議長（秋田重敏君）これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）討論なしと認めます。討論を終わります。

採 決

○議長（秋田重敏君）これより採決を行います。

議案第46号から議案第50号までの5議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（秋田重敏君）起立全員です。

よって、議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度南越前町一般会計補正予算（第8号））から議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（南越前町税条例の一部改正）までの5議案については、原案のとおり承認しました。

質 疑

○議長（秋田重敏君）次に、日程第27 議案第61号 工事請負契約の締結について及び日程第28 議案第62号 工事請負契約の締結についての2議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

○議長（秋田重敏君）これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）討論なしと認めます。討論を終わります。

採 決

○議長（秋田重敏君）これより採決を行います。議案第61号及び議案第62号の2議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（秋田重敏君）起立全員です。

よって、議案第61号 工事請負契約の締結について及び議案第62号 工事請負契約の締結についての2議案については、原案のとおり可決しました。

暫時休憩します。

休 憩

〔休憩 午後 1時18分 〕

〔再開 午後 1時18分 〕

再 開

○議長（秋田重敏君）会議を再開します。

追加議案の上程

○議長（秋田重敏君）ただいま、議案第63号 南越前町監査委員の選任についてが提出されましたのでお諮りいたします。

議案第63号 南越前町監査委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます。

よって、議案第63号 南越前町監査委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第5 議案第63号 南越前町監査委員の選任についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により11番 井上利治君の退場を求めます。

〔11番（井上利治君）退場〕

提案理由の説明

○議長（秋田重敏君）岩倉町長より、提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）岩倉町長

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）本日、追加提案をいたしました、議案第63号 南越前町監査委員の選任につきましてご説明を申し上げます。

議員のうちから選任する監査委員の辞職に伴い、空席となっている委員に井上利治氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくお願い申し上げます。

〔町長（岩倉光弘君）降壇〕

○議長（秋田重敏君）提案理由の説明を終わります

本案件は、人事案件でありますので、慣例により、質疑・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます

よって、本案は質疑・討論を省略し、採決することに決しました。

採 決

○議長（秋田重敏君）これより採決を行います。

議案第63号 南越前町監査委員の選任については、井上利治君を選任することについては、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。井上利治君の入場を許可します。井上利治君が入場されるまでしばらくお待ちください。

〔11番（井上利治君）入場復席〕

○議長（秋田重敏君）井上利治君の南越前町監査委員の選任については、同意されたので告知します。

閉 議

○議長（秋田重敏君）以上で、本日の本会議の日程は終了いたしました。
本日は、これにて散会いたします。

〔散会 午後4時07分〕

第 2 号 6月9日(火)

出席議員(敬称略) 14名

1番 高橋 宏 介	2番 山 本 徹 郎	3番 大 浦 和 博
4番 城 野 庄 一	5番 熊 谷 良 彦	6番 喜 村 喜 代 治
7番 平 泉 初 男	8番 加 藤 伊 平	9番 秋 田 重 敏
10番 生 駒 一 義	11番 井 上 利 治	12番 平 谷 弘 子
13番 山 本 優	14番 丸 岡 武 司	

欠席議員(敬称略) なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町 長	岩 倉 光 弘		
副 町 長	藤 原 十 三 夫		
総 務 課 長	北 野 徹	観 光 ま ち づ くり 課 長	関 根 將 人
町 民 税 務 課 長	野 村 和 子	保 健 福 祉 課 長	西 村 成 男
農 林 水 産 課 長	山 岸 健	建 設 整 備 課 長	中 村 勝 典

(教育委員会)

教 育 長	上 田 康 彦	事 務 局 長	坂 井 浩 伸
-------	---------	---------	---------

職務のため議場に参加した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	中 村 幸 彦	書 記	關 敏 宏
-------------	---------	-----	-------

議事日程(別紙のとおり)

会議に付した事件

議席の一部変更

議案第51号 令和2年度南越前町一般会計補正予算(第3号)

議案第52号 令和2年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第53号 令和2年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算
(第1号)

議案第54号 令和2年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第1号)

議案第55号 令和2年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第1号)

議案第56号 南越前町印鑑条例及び南越前町手数料徴収条例の一部改正について

議案第57号 南越前町国民健康保険条例及び南越前町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第58号 南越前町保育所の設置及び管理に関する条例及び南越前町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第59号 南越前町介護保険条例の一部改正について

議案第60号 公の施設の指定管理者の指定について

議案の常任委員会付託

代表質問

一般質問

開 議
〔開議 午後1時00分〕

○議長（秋田重敏君）これより、本日の会議を開きます。本日の出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これより、日程に入ります。

議席の一部変更

○議長（秋田重敏君）日程第1 議席の一部変更を行います。

これは議長の選挙に伴うもので、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更します。

私、秋田重敏の議席を9番から11番に、井上利治君の議席を11番から9番にそれぞれ変更します。

変更した議席は、お手元に配付の議席表のとおりです。

質 疑

○議長（秋田重敏君）次に、日程第2 議案第51号 令和2年度南越前町一般会計補正予算（第3号）から日程第11 議案第60号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの10議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

議案の常任委員会付託

○議長（秋田重敏君）次に、日程第12 議案の常任委員会付託を議題とします。

お諮りします。議案第51号 令和2年度南越前町一般会計補正予算（第3号）から議案第60号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの10議案につきましては、配付いたしました議案付託表のとおり、各常任委員会にそれぞれ審議を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます。

よって、議案第51号から議案第60号までの10議案につきましては、各常任委員会にそれぞれ付託して審査を行うことと決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩

〔休憩 午後 1時 9分 〕

〔再開 午後 1時10分 〕

再 開

○議長（秋田重敏君）会議を再開します。

代 表 質 問

○議長（秋田重敏君）次に、日程第13 代表質問を行います。

今回、新型コロナウイルス感染症対策については、地域住民の皆様にとって非常に関心が高い施策であり、今後の対応策も重要なことから、議会として代表質問をさせていただくこととなりました。理事者各位におかれましては、議会として代表質問を行う趣旨をご理解いただき、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、代表質問を行います。

10番 生駒一義君から発言を求められておりますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）生駒一義君

〔 10番（生駒一義君）登壇〕

○10番（生駒一義君）中国の武漢で新型コロナウイルス感染症が発生し、この4か月余りで全世界に広がり、感染者700万人を超え、40万人が死亡されたとされており、日本におきましては、1万7,172人が感染し、922名が死亡いたし、福井県では、122人が感染し、8名の方が死亡いたしまし

た。当町におきましては1名の方が感染いたしました。幸いにほかに感染することなく済みましたので、安堵したところでございます。

亡くなられた方々に、心より哀悼の意を表したいと思っております。また、これらの医療業務に従事されました皆様方に、心より感謝と敬意を表する次第でございます。

南越前町では、各種イベント、事業などを中止し、感染防止対策を講じ、地域経済や住民生活への支援施策として、山海里応援弁当助成、子育て支援特別給付金3万円の支給、マスク購入助成金、中小企業無利子の融資などの事業の施策を実施したことは、住民にとりまして心強いものであります。

5月25日、緊急事態宣言が全都道府県で解除されましたが、今後、第2波、3波が来ることも十分予想される状況下であります。

そこで、私は、今後のコロナウイルス対策について代表質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症の収束が不明瞭な中で、今後、地震や豪雨、台風などの自然災害と新型コロナウイルス感染症との複合的な災害に対し、町として、災害備蓄品の確保、避難体制などの対策についてのお考えをお伺いいたします。

また、今回の感染症は、地域医療体制の崩壊の危機を招くまでの状況となりました。自然災害と感染症との複合災害や感染症の拡大など、感染者、傷病者が多く発生すれば、地域医療体制が崩壊することにつながります。町として、複合災害などにおける地域医療体制の確保、他の医療機関との連携体制、県の保健所との連携など、今後の対応についてのお考えを併せてお伺いいたします。

次に、感染症の発生では、マスクなどの感染防止資材が全国的に不足いたしました。また、児童用のマスクは現在でも不足ぎみの状況です。

南越前町にも各種の事業所があり、マスクの製造を行っている業者もあるやに聞いております。また、町内の酒造業者において消毒用アルコールなどの製造が可能ではないかとも考えます。

今後、町として地元事業者と連携して、災害や感染症対策に対する各種の資材確保等を行う考えはないのか、併せてお伺いをいたします。

次に、民間においては、今回の感染症対策として時差出勤、テレワークなど、3密を避けるような勤務体制づくりを推進いたしておりますが、行政としても、今後はテレビ会議など、災害時などにおいて緊急に対応できるようなリモート体制の整備を推進することが必要ではないかと思っております。

町として、今後のリモート体制などの整備についてのお考えがあるか、お伺いをいたします。

次に、乳幼児健診など、実施する時期が限定されている事業の延期や、温泉宿泊施設、公民館等の公共施設の休館措置、町内の各種団体活動、行事については、安全性を確保しつつ早期の実施や再開が求められているところですが、緊急事態宣言の解除に伴い、今後、町として、事業の実施や公共施設の使用再開、町内の各種団体活動、行事の再開などについてどのように指導していくのか。

また、県境をまたぐ移動の自粛の解除により、国、県の休業要請に基づき休業してきた観光事業者等の経済活動の活性化を図るため、また観光客の誘致を促進するため、国や県と協働した高速料金等に対する助成施策など、地域経済の活性化を早急に図ることが必要だと思います。

町として、延期してきた各種事業、施設の今後の対応や、町内における各種活動、行事の再開及び観光客の誘致促進のための施策をどのように考えているか、お伺いをいたします。

次に、学校教育についてお伺いをいたします。

全国的な緊急事態宣言を受け、学校の休校措置がなされ、福井県においては、3月から5月までの約3か月近くの休校措置が行われました。その間、児童生徒においては、自宅学習による勉学を行うことを余儀なくされ、学校から与えられた課題や、ケーブルテレビなどを活用し学習を積んできたところがございます。

しかしながら、学校に通学して学ぶ学習に比べ、家庭学習等による勉学ではどうしても学習時間が不足し、進級前の学習が完了できない状況のまま進級しているのが現状です。この学習の遅れに対する学校の対応など、また校内での3密についてどのような対応をしているのか、お伺いをいたします。

また、国の専門家会議においても指摘されているように、今後も新型コロナウイルス感染症が再度全国的に拡大し、学校の休校措置が取られることも想定されることから、学校教育において、タブレットなどを活用したICT化による学習を学校教育の現場に取り入れるなど、今後の感染症に対する対策についてもお考えをお伺いをいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症に伴い、経済の低迷をはじめ、各界各層に大きな打撃を与えました。一日も早くコロナワクチンが開発され、今までのような平穏な生活に早く戻し、住民に安全、安心を与えていただくよう強くお願いいたしまして、私の質問といたします。

[10番（生駒一義君）降壇]

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）岩倉町長

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君） ただいまの生駒議員の新型コロナウイルス感染症対策に関する代表質問にお答えをいたします。

昨年末に中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症は、わずか数か月の間で全世界に一気に広がりまして、パンデミックと言われる世界的大流行となり、出口の見えない状況が今なお続いているところであります。

我が国においては4月7日に、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を7都府県に対して発令をし、その後、全都道府県を対象に拡大をし、国民に対しまして徹底的に外出自粛を求め、人と人との接触を8割程度減らすことによりウイルスを封じ込める対策を展開してきたところであります。

これら施策がある程度功を奏し、国内の新規感染者数も減少し、第1波はほぼ収束をし、第2波、第3波に向けた対策を行う次のステージに入ったところであります。

今後は、医療提供体制のキャパシティを引き上げるとともに、有効な治療法の確立及びワクチンが開発されるまでの間、この感染症を正しく恐れ、新たな生活様式を実践し、ある程度のブレーキをかけながらアクセルを踏む、すなわち感染症防止対策と社会経済活動を両立していただくことが肝要と考えるところであります。

初めに、第1点目の自然災害と新型コロナウイルス感染症との複合的な災害への備えということではありますが、現在、町内20か所の指定避難所の合計収容人数は約9,500人となっておりますので、ほぼ全町民を受け入れることが可能となっております。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、災害時の避難により3密の環境である密閉、密集、密接が生まれ、感染が広がる危険性やリスクが高まることから、これを回避するためにも、実際に受入れ可能な人数は半分以下になると考えられるところであります。

したがって、今後は、昨年12月に全戸配布いたしました「防災の手引き」に同封してありますハザードマップ等を確認していただき、自宅に留まることが安全な場合には2階へ避難する垂直避難等が有効と考えられますし、また、被害が及ばないと想定される親戚であったり知人であったり、そういうお宅への避難や車中泊も考えられるところであります。

また、避難所体制としては、保健師等を常駐させまして、避難者全員に対して検温、問診等を行い、健康観察を実施することが重要でありまして、発熱とか風邪の症状があり感染のおそれがある方については、隔離等の対応を行うとともに、トイレ、洗面所等に至るまで動線を分けるなどして一般の避難者とのゾーニング、居住の区分を行うことが必要となるところであります。

このほど、福井県が「新型コロナウイルスに備えた避難所運営の手引き」を取りまとめましたので、内容を精査しながら、万が一の際、有効に活用できるように備えることといたします。

災害備蓄品の確保に関しては、今回の6月補正予算の中で新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用しまして、避難所での間仕切り設備や体温計、衛生用品等を整備させていただき、避難所対策と感染症対策を強力に推し進めていきたいと考えているところであります。

次に、地域医療体制の確保に関する件であります。高齢者が多い南越前町においては、新型コロナウイルス感染症への対応のみならず、ほかの疾患等への対応も重要となるところであります。災害時や感染拡大時の診療体制の確保として、電話やオンラインによる診療の体制を整える町内の医療機関もあります。また、日頃より町内の医療機関との連携強化を図っておりまして、町内の医師が一堂に会しまして地域医療等について協議する保健事業定例会を、年2回実施しているところであります。

さらに、状況に応じて適宜、町内の医療機関と地域医療の課題を協議いたしまして、その結果を町の対策に結びつけるために、町の新型コロナウイルス感染症対策の本部会議には医師の、お医者さんの参画もいただいております。

今後も、県や医師会、町内の医療機関との連携を密にしまして、地域医療体制の確保に努めてまいります。

次に、災害や感染症対策に対する各種の資機材の確保に関する件であります。町内の事業者によりますマスクや、日本酒の原料となるアルコール消毒液など製造・販売につきましては、計画的に一定数量の受注が見込める場合は持続的な対応が可能であるということでありました。

今後、事業者の皆様方と協議・調整をいたしまして、有事の際に備えた資機材の町内確保について検討をしてまいります。

次に、災害時において緊急に対応できるようリモート体制の整備でありますけれども、本町につきましては、職員が感染者や濃厚接触者になることにより業務遂行に支障を来さぬよう業務継続計画を策定し、これに基づきま

して、4月20日から今庄住民センター内にサテライトオフィスを開設いたしまして、職員の分散勤務を実施しているところであります。

また、5月12日から課長会の出席メンバーにタブレット端末を貸与いたしまして、会議室に一堂に会することなく自席でタブレットを用いまして、テレビ会議システムにより課長会や打合せを実施しているところであります。加えて、災害の発生時には、被災状況をオンラインで伝えるツールとしても活用することができるなど、今後も一層、庁内での活用に努めているところであります。

次に、実施する時期が限定されている事業の延期に関する件でありますけれども、乳幼児の健診につきましましては、延期の説明と併せて、心配なことや育児で困ったことがないかなど聞き取りを実施いたしておりまして、必要に応じて電話での育児相談、そしてまた訪問での対応を実施いたしておりま

す。

また、延期した健診を7月中に実施する予定でありまして、国が示しております対象月齢中に受診ができる見通しとなっております。

また、感染拡大防止のため、本年度開催予定でありました今庄そばまつり、はすまつり、河野夏まつりなどのイベントはやむを得ず中止とさせていただきます。今回の経験を糧に、来年度以降の各イベントの開催時における感染症予防対策を調査研究し、多くの皆様に安心してご来場いただき楽しんでいただけるような安全な開催体制を構築してまいりたいと思っております。

次に、施設の再開に関する件であります。温泉施設など各公共施設につきましましては、感染拡大防止のため5月の末日まで休業させていただきました。6月1日から営業を再開しておりますが、温泉施設におきましては大浴場の利用の際の入場制限、脱衣場においては1時間ごとにアルコールの清掃を実施するなど、ご利用の皆様のご理解、ご協力のもとに、安全にご利用いただけるよう取り組んでおります。そのほかの施設におきましても、フロントにおける接客時の感染予防のための飛沫防止対策や接触機会をできる限り回避するなど、各施設の特性を考慮しまして取り組んでおりまして、今後、利用者だけでなく従業員の安全についても確保してまいりたいと思っております。

次に、教育委員会所管の施設につきましましては、図書館は5月12日から、地区の公民館、グラウンドは6月1日から、各学校の体育館は6月8日から利用可能となっております。

ただし、南条文化会館の大ホールにつきましては、クラスター発生の危惧及び防止の観点から利用を休止させていただいておりますが、国や県が示すイベント開催制限の段階的緩和の目安に基づきまして、6月19日からの利用再開に向けて準備を進めてまいります。

次に、各種団体活動の実施につきましては、感染防止に関する施設の使用や活動の注意事項を作成しまして、5月の下旬に団体へ通知をし、既に一部の団体におきましては活動を再開していただいております。

次に、社会教育関係の行事の開催につきましては、6月から公民館教室を開催しておりますが、その他の事業につきましては、国のガイドラインに基づきまして、参加者の規模、事業内容、そしてまた関係団体や講師等の意見を踏まえながら、今後、開催を検討してまいります。

次に、各集落でのイベントや行事などの活動については、町内で初めて感染者が確認されました3月31日に、各区長様宛てに自粛要請を町新型コロナウイルス感染症対策の本部長名でお願いをしたところではありますが、5月25日に緊急事態宣言が全面解除されたことや、県内での感染者が1か月以上発生していないことから、「新たな生活様式」と「県民行動指針」を積極的に実践していただくことを前提に、地域での行事の自粛要請について解除する旨の通知をこのほどさせていただいたところでもあります。

次に、観光客の誘致促進のための施策についてであります。観光業の需要喚起と、再び活力を取り戻せるように国が7月下旬以降に展開するGOTキャンペーンをはじめ、現在、国会審議中の国の2次補正予算の事業などや、先に公表されました、福井県が取り組みます、宿泊事業者による「新しい生活様式」準備推進事業などと併せて、町としての第2弾となります。地域経済の活性化策の立案に取り組んでいきたいと思っております。

また、観光客受入れの際の旅館など、各施設におけます感染予防対策につきましても、観光関係団体と協議し支援を検討してまいります。

次に、学校教育についてお答えをいたします。

まず、3月から5月までの3か月に及ぶ臨時休業期間中の学校の対応についてであります。3月の未履修分につきましては、学年の終わりに近づいていたことから、小学6年生と中学3年生については全ての課程が終了しておりました。その他の学年につきましては、学年にもよりますが、最大で授業の時数が30時間程度足りない学年もありました。

新年度に入りまして、児童生徒が早めに教科書に触れて予習することができるよう、4月8日から10日にかけて教科書の配布を行いました。

また、県で作成した学習動画につきましては、ユーチューブや福井ケーブルテレビの配信だけでなく、南越前町のケーブルテレビで再放送したりDVDを配布したりするなどして、全児童生徒が視聴できるようにいたしました。そして、各クラスの担任がその動画の進度に合わせた課題を出して回収することで、計画的な家庭学習の実施を行いながら、児童生徒の学習状況を随時把握できるように努めました。

文科省からの通知では「家庭学習で行った内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができる」とされていますが、南越前町では、履修したことによって安心するのではなく、これまでどおり定着させるために、学校での学習時間を確保するよう学校長に対しお願いしているところであります。

そこで、児童生徒の安全と過度な負担軽減を第一に考えた上で、本町での学習の遅れに対する対応策として5つの項目にまとめました。

まず1つ目に、5月18日から開始された分散登校においては、児童生徒の健康面をしっかりと確認した上で、授業日とはなっていないものの、3月の5教科の未履修内容を中心に学習時間を少しずつ確保するように努めました。

2つ目に、6月1日からの学校再開と同時に学校給食も行い、学校生活に慣れ親しむことを優先しながらも、速やかに通常の授業が実施できるように配慮いたしました。

3つ目に、不足している授業日を確保するために、町の学校管理規則の一部を改正いたしまして、夏季休業、冬季休業を短縮することにいたしました。

4つ目に、各学校において今後の行事等の精選化を図り、年間の授業時数を確保できるように計画を立てていくことにいたしました。

5つ目の最後に、これまで以上に学校ICT等を有効に活用いたしまして、授業の効率化を図っていくことにいたしました。

なお、6月1日から町立の小中学校を再開したことに伴いまして、今年度の長期休業期間の在り方についてであります。まず夏季休業期間につきましては、8月8日から8月18日までに短縮をいたします。なお、冬休みにつきましては、今後の状況を鑑みて判断したいと思っております。

これら5つの項目を達成することにより、町内全小中学校の今年度履修すべき学習内容をしっかりと終えることができると思っております。

また、校内での3密を防ぐために、まず児童生徒に注意喚起することが一番大切であるため、登校開始した日に全員に保健指導等をしっかり行っております。

また、学校内の具体的な対応につきましても、文科省の指針に従い、教室における机の配置をできるだけ広げまして、児童生徒の間隔を1メートル以上確保するよう努めております。また、窓も一定間隔開けておいたり、休み時間ごとに開放するなど、換気にも十分配慮をいたしております。

トイレや手洗い等につきましても、床に印をつけるなどして一定間隔を空けるようにしております。

給食においても、密集しないように間隔を空けて配膳をし、全員前向きに、前を向いて、会話を控えて食事するようにしております。

着替え等のときに更衣室が密集しやすいために、全員体操服でそのまま登下校をしております。また、部活動でも広い場所で着替えをするようにいたしております。

次に、タブレットなどを活用したICT化による学習についてであります。現在、学校内においてタブレット端末を用いた学習活動を行っておりますが、児童生徒の自宅でのICTを用いた学習環境の整備までにはまだ至っておりません。

今年度は、町の学校ICTの環境整備計画に基づきまして、校内の通信ネットワークの整備・更新に着手しております。

一方、国のGIGAスクール構想の実現が新型コロナウイルス感染症対策として、実現に向けて加速化しております。

今後は、国の補助事業の内示を受けまして、年度内に児童生徒1人1台のタブレット端末を整備していく予定であります。また、児童生徒の平等な教育の機会を確保するため、家庭学習時の通信料につきましても、町の費用負担について十分検討していきたいというふうに考えております。

以上、生駒議員の代表質問にお答えをさせていただきました。

〔町長（岩倉光弘君）降壇〕

○議長（秋田重敏君）これにて代表質問を終わります。

一 般 質 問

○議長（秋田重敏君）次に、日程第14 一般質問を行います。

一般質問は今回、一括質問一括答弁方式にしております。また、質問時間は、答弁を含めて20分以内となっておりますので、理事者、議員各位のご協力よろしくをお願いいたします。

一般質問は、山本 優君から通告がありましたので、お手元に配付の一般質問表のとおり、発言を許します。

初めに、

1. 第2期子ども・子育て支援事業計画について

13番 山本 優君

[13番（山本 優君）登壇]

○13番（山本 優君） それでは、議長のご了解をいただきましたので、今回、一般質問も私だけ、一人だということではございますが、早速始めさせていただきますと思います。

今ほど、代表質問として生駒議員のほうからコロナウイルスに関する質問については、縷々説明がございました。

今回、年初めから世界中に猛威を振るっております新型コロナウイルスの規制も随分解除をされてきておりますけれども、まだまだ都市部では引き続き出入りが禁止されるような状況でございます。

県内においては、ここ1か月以上新規の感染者の発生もなく、若干楽観ムードも出始めているところでございますけれども、第2波の心配もありますので、今後も引き続き注意が必要だと思っております。

このコロナの件については、前段で、今申し上げましたように、代表質問として細かく質問がございましたので、このことには触れずに、早速、時間も、先ほど申し上げましたように、制限をされている関係もございまして、質問に入らせていただきたいと思います。

今、議長からもテーマについてご説明がありましたように、今回、第2期町子ども・子育て支援事業計画というのが、今期の開会に当たりましてこの計画書が配付をされました。

私たちとしまして、これから子ども・子育ての問題というのは大変大切なことだというふうに理解をしておりますし、今までも何回か取り上げてまいったところがございますが、この中身を逐一検討させていただいたところがございます。議会の中では個々にその取組をしているわけではございませんが、今回、私のほうで一般質問として取り上げさせていただきたいと思うわけでありまして。

この計画は、検討委員の皆さんの労力によりましてこの形に作成がされているわけですが、一通り読ませていただきますと、子ども・子育て支援事業計画ということですので、生まれた後の子供をどう育てていくか、あるいは親の健康の問題とかということについては、この計画書の99%はその部分に割かれていると私は理解をいたしました。

しかし、今現在大きな問題になっておりますのは、生まれた子供はもちろん守っていかなきゃならないというのは当然でありますけれども、問題は生まれるかどうか、産めるかどうかという言い方は差し障りがありますが、やはり今現在、若者が結婚をして、そして子供を産んでもらう。産んでもらうという言い方は、これも差し障りがありますが、いわゆる子供を持って、そして自分たちの家庭を守っていくということが基本であろうと思います。そのことがなければ、幾ら子ども・子育て計画ができて、その子ども・子育て計画をする対象がいなかったのでは何にもならないと思うわけでありませぬ。

この子育て計画の中を見てもみますと、今申し上げた結婚、出産に関する記述は、40ページに約5行にわたって書いてはあります。この1冊の中で結婚、出産に関することに関しては、テーマとしては「『結婚・出産へのきめ細かな支援』の主な取り組み」という形で、結婚相談事業及び南越前町結婚定住促進事業と、この2項目があるのみでございます。これだけの本の中でたった5行ほどのことが書かれているだけではなかなか、この南越前町の中で子供を産み育てていくということにつながっていないのではないかと、思うわけでありませぬ。

やはり必要なことは、かつては若者が出会う場所、それは文化活動であったりスポーツ活動であったり、あるいは地域での活動であったりしたと思うわけですが、特にこのコロナの発生をしたここ最近においては、そういうふうな場所も、先ほどからの報告がありましたように、できなくなっているというのが状況としてはあります。そんな中で、今後どのように出会う場所をつくっていくのかということについて、お聞かせをいただきたいと思ひます。

皆さんもご存じのように、10年ほど前でしたか、マスコミと申しますかテレビ関係がそういうものをイベントとして取り組んだことがありました。私もその場に臨んでおりましたので、その後のテレビ放送も逐一見させてもらいました。結果は、番組としては面白く作られておったと思ひますけれども、結果はそんなに成果があったとは聞いておりませぬ。やはり大切なことは、今申し上げましたように、若い人たちがいろんな地域活動とか文化・ス

スポーツ活動を通して出会いの場所をつくっていく、これが大切なのではないかな、と思うわけであります。

私の意見を申し上げまして、町の方でどのようなお考えを持っておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

[13番（山本 優君）降壇]

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）岩倉町長

[町長（岩倉光弘君）登壇]

○町長（岩倉光弘君）ただいまの山本優議員の第2期の南越前町子ども・子育て支援事業計画についてのご質問にお答えをいたします。

山本議員ご指摘のとおり、人口減少、少子化への対策といたしまして、子育て支援策の充実とともに、この結婚対策というのは非常に大切、重要であるというふうに認識をいたしております。

今年、本年3月に策定をいたしました南越前町の第2期子ども・子育て支援事業計画では、基本目標の「仕事と家庭の両立の推進」の「次代の親の育成」の項目の中で「若者出会い交流事業」「結婚相談事業」「結婚定住促進事業」の3つの事業を挙げております。

従来から行っております婦人福祉協議会によります結婚相談につきましては、昨年も2件の結婚が成立をしております、成果を上げているところがあります。

婚活イベントにつきましては、過去には、先ほど議員言われましたテレビ番組なども活用しながら実施をしておりましたが、結婚を希望する男女の出会いの場を町単独での事業で行うことは、費用、そして効果の点からなかなか難しいというのが現状であります。

そのような中で、令和2年4月に、福井県と県内市町によりまして、県内で結婚を希望する人の活動を支援するために広域的かつ総合的に結婚支援に取り組むふくい結婚応援協議会というのが立ち上がりました。この協議会では、今年の秋に、ふくい婚活サポートセンターを開設・運営をいたしまして、人口知能、AIを活用しましたマッチングシステム、アプリを構築する予定となっております。

このマッチングシステム、アプリは、スマートフォンやパソコンから相手を探すことができるとともに、登録された利用者の趣味とか性格などを踏まえて、AIが相性がよいと考えられる相手をお薦めする仕組みも構築されているということでもあります。このシステムには、本年12月頃から利用者の仮登録が始まる予定でありますので、結婚を希望される町内の方へ積極的な参加を働きかけていきたいと考えております。

また、県と市町共同での広域的な婚活イベントの開催も来年度以降予定されておりますので、これらを積極的に推進いたしまして、町内の独身の方々の結婚の機会拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上、山本優議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

〔町長（岩倉光弘君）降壇〕

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）山本 優君

〔13番（山本 優君）登壇〕

○13番（山本 優君）ありがとうございました。

若干数字だけ、ちょっと申し上げておきたいと思うのですが、今月の5日の日に新聞で報道されております数字として、合計特殊出生率というのがあります。これは具体的には、1人の女性が一生涯の間に何人子供を産むかという数字ですけれども、それが今年の数値では1.36人という数字になっております。前年度と比較いたしましても、ここ4年間ぐらい連続して低下をしているということでございます。

かつて、5年ほど前には1.45という数字を取られたこともございますが、現状の人口を維持していくためには、2近くの数字がないと現状としては維持されていかないということではあります。でも、とにかく、最終的に私が申し上げたいことは、このような数字が出ているということは、やはり晩婚、非婚ということにつながっているのではないかな、と思います。

このことを、今、町長もいろいろと計画をされました。先ほど教育委員会の話の中でも、IT化というのがどんどん進んでいることは我々も理解をしておりますし、大いに利用させていただいているわけでありましてけれども、なかなか男女の出会い、人間的な部分に関してはITでどこまでできるもの

かな、というのは、非常に疑問を持つところではあります。やはり大切なのは、人と人との出会いがいかにかにできるかということだろうと思います。

今日は、質問、答弁の時間20分という制限もございますので、質問ということではなしに、今後のことについてお願いをしながら質問を終わりたいと思うのですが、このことについては、町の行政として、特に教育委員会における学校教育あるいは社会教育の中でいろいろと取り組んでいくことが必要なのでないかな、と思います。

今申し上げましたように、これから先、コロナウイルスがどういうふう収束をしていくか分かりませんが、今後その状況を踏まえながら、次の定例会、9月あるいは12月の段階で、この点については再度詳細にお聞かせをいただきたいなと思っております。

今日の質問としては、予定の時間はまだあるようではございますが、一応ここで終えたいと思います。

どうもありがとうございました。

〔 13番（山本 優君）降壇〕

○議長（秋田重敏君）これにて山本 優君の質問を終わります。

閉 議

○議長（秋田重敏君）以上で6月定例会一般質問を終わります。

これをもちまして本日の日程は終了いたしました。本日はこれにて散会します。

〔散会 午後1時54分〕

第 3 号 6月12日(金)

出席議員(敬称略) 14名

1番 高橋 宏 介	2番 山 本 徹 郎	3番 大 浦 和 博
4番 城 野 庄 一	5番 熊 谷 良 彦	6番 喜 村 喜 代 治
7番 平 泉 初 男	8番 加 藤 伊 平	9番 井 上 利 治
10番 生 駒 一 義	11番 秋 田 重 敏	12番 平 谷 弘 子
13番 山 本 優	14番 丸 岡 武 司	

欠席議員(敬称略) なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町 長	岩 倉 光 弘		
副 町 長	藤 原 十 三 夫		
総 務 課 長	北 野 徹	観 光 ま ち づ くり 課 長	関 根 將 人
町 民 税 務 課 長	野 村 和 子	保 健 福 祉 課 長	西 村 成 男
農 林 水 産 課 長	山 岸 健	建 設 整 備 課 長	中 村 勝 典

(教育委員会)

教 育 長	上 田 康 彦	事 務 局 長	坂 井 浩 伸
-------	---------	---------	---------

職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	中 村 幸 彦	書 記	關 敏 宏
-------------	---------	-----	-------

議事日程(別紙のとおり)

会議に付した事件

- 議案第51号 令和2年度南越前町一般会計補正予算(第3号)
- 議案第52号 令和2年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第53号 令和2年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算(第1号)
- 議案第54号 令和2年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第1号)
- 議案第55号 令和2年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第1号)
- 議案第56号 南越前町印鑑条例及び南越前町手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第57号 南越前町国民健康保険条例及び南越前町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 議案第58号 南越前町保育所の設置及び管理に関する条例及び南越前町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第59号 南越前町介護保険条例の一部改正について
- 議案第60号 公の施設の指定管理者の指定について
- 各常任委員長報告
- 議案第64号 南越前町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて
- 議案第65号 南越前町農業委員会委員の任命について
- 議案第66号 南越前町農業委員会委員の任命について
- 議案第67号 南越前町農業委員会委員の任命について
- 議案第68号 南越前町農業委員会委員の任命について
- 議案第69号 南越前町農業委員会委員の任命について

議案第70号 南越前町農業委員会委員の任命について

議案第71号 南越前町農業委員会委員の任命について

議案第72号 南越前町農業委員会委員の任命について

議案第73号 南越前町農業委員会委員の任命について

議案第74号 南越前町農業委員会委員の任命について

開 議

[開議 午後4時00分]

○議長（秋田重敏君）本日の出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これより、日程に入ります。日程第1 議案第51号 令和2年度南越前町一般会計補正予（第3号）から日程第10 議案第60号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの10議案を一括して議題とします。

常任委員長の報告

○議長（秋田重敏君）これらの案件につきましては、各常任委員会に付託し、すでに審査をお願いしてありますので、各常任委員長の報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長 7番 平泉初男君。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）総務文教常任委員長 7番 平泉初男君

[総務文教常任委員長 登壇 報告]

○7番（平泉初男君）総務文教常任委員会よりご報告いたします。今期定例会におきまして、総務文教常任委員会に付託されました案件審査のため、6月10日に委員会を開催いたしました。付託を受けました議案第51号 令和2年度南越前町一般会計補正予（第3号）のうち、本委員会にかかわる事項のほか、議案第56号 南越前町印鑑条例及び南越前町手数料徴収条例の一部改正についてを、関係理事者の出席を求めて所管ごとに慎重に審査をいたしました。採決の結果、各議案につきましては、いずれも原案のとおり認めることに決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました各議案などの審査結果であります。議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして報告を終わります。

[総務文教常任委員長 降壇]

○議長（秋田重敏君）これにて、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、総務文教常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、産建厚生常任委員長の報告を求めます。産建厚生常任委員長 5番 熊谷良彦君。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）産建厚生常任委員長 5番 熊谷良彦君

〔産建厚生常任委員長 登壇 報告〕

○5番（熊谷良彦君）産建厚生常任委員会より ご報告いたします。今期定例会において、産建厚生常任委員会に付託されました案件審査のため、6月11日に委員会を開催いたしました。付託を受けました議案第51号 令和2年度南越前町一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会にかかわる事項並びに、議案52号 令和2年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算から議案第55号 令和2年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算までの補正予算に関する5議案、次に、議案第57号 南越前町国民健康保険条例及び南越前町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてから議案第59号 南越前町介護保険条例の一部改正についてまでの条例に関する3議案、次に、議案第60号 公の施設の指定管理者の指定についてを、関係理事者の出席を求めて所管ごとに慎重に審査をいたしました。採決の結果、各議案につきましては、いずれも原案のとおり認めることに決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました各議案などの審査結果であります。議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして報告を終わります。

〔産建厚生常任委員長 降壇〕

○議長（秋田重敏君）これにて、産建厚生常任委員長の報告を終わります。

これより、産建厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論 ・ 採 決

○議長（秋田重敏君）これより、議案第51号 令和2年度南越前町一般会計補正予算（第3号）から議案第60号 公の施設の指定管理者の指定についての10議案を一括して討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第51号から議案第60号までの10議案は、各常任委員会の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（秋田重敏君）起立全員です。

よって、議案第51号から議案第60号までの10議案は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

追加議案の上程

○議長（秋田重敏君）次に、日程第11 議案第64号 南越前町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについてから日程第21 議案第74号 南越前町農業委員会委員の任命についてまでの11議案について、一括上程いたします。

提案理由の説明

○議長（秋田重敏君）岩倉町長より、提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）岩倉町長

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）本日、追加提案いたしました各案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

提案いたしました議案は、南越前町農業委員会委員の任命について等、11件であります。

最初に、議案第64号 南越前町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

これは、南越前町農業委員会委員の任命にあたり、認定農業者等に係る過半数要件の例外規定を適用したいので、今回提案いたしますものであります。

次に議案第65号から議案第74号までの南越前町農業委員会委員の任命について、申し上げます。

令和2年7月31日付けで任期満了となる全委員について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、次の者を任命したいので議会の同意を求めるものであります。

議案第65号では川崎藤次氏を、次に議案第66号では西川勝一氏を、次に議案第67号では桂慶一郎氏を、次に議案第68号では岩寄和実氏を、次に議案第69号では植村功吉氏を、次に議案第70号では朝倉勇二氏を、次に議案第71

号では石山清孝氏を、次に議案第72号では田嶋秀夫氏を、次に議案第73号では小不動勝史氏を、最後に議案第74号では惣次健一氏であります。

以上、追加提案いたしました11議案につきまして、ご説明を申し上げました。ご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔町長（岩倉光弘君）降壇〕

○議長（秋田重敏君）提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。本案件は、人事案件でありますので、慣例により、質疑・討論を省略し、ただちに採決したいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます

よって、本案は質疑・討論を省略し、採決することに決しました。

採 決

○議長（秋田重敏君）これより採決を行います。

議案第64号 南越前町農業員会委員の任命につき認定農業者等の委員が過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについては、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます

よって、本案は、原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第65号 南越前町農業委員会委員に川崎藤次君を任命することについては、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます

よって、本案は、原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第66号 南越前町農業委員会委員に西川勝一君を任命することについては、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます

よって、本案は、原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第67号 南越前町農業委員会委員に桂慶一郎君を任命することについては、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます

よって、本案は、原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第68号 南越前町農業委員会委員に岩寄和実君を任命することについては、これに同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます

よって、本案は、原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第69号 南越前町農業委員会委員に植村功吉君を任命することについては、これに同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます

よって、本案は、原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第70号 南越前町農業委員会委員に朝倉勇二君を任命することについては、これに同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます

よって、本案は、原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第71号 南越前町農業委員会委員に石山清孝君を任命することについては、これに同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます

よって、本案は、原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第72号 南越前町農業委員会委員に田嶋秀夫君を任命することについては、これに同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます

よって、本案は、原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第73号 南越前町農業委員会委員に小不動勝史君を任命することについては、これに同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます

よって、本案は、原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第74号 南越前町農業委員会委員に惣次健一君を任命することについては、これに同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます

よって、本案は、原案どおり同意することに決しました。

閉 会

○議長（秋田重敏君）以上で、本日の本会議の日程は、終了いたしました。

閉会にあたり、岩倉町長より発言を求められておりますので、これを許します。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）岩倉町長

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）令和2年6月定例議会の終わりにあたりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

初日の8日に、この本会議場におきまして、私どもが提案をさせていただきました補正予算等18議案及び本日、追加提案をさせていただきました人事案件等11件につきまして、全て可決をいただきまして誠にありがとうございました。

ただいま可決をいただきました令和2年度南越前町一般会計補正予算（第3号）につきましては、新型コロナウイルス感染症対策及び集落要望に対応したもののや、町民の安全安心に配慮した予算となっており、実効性のあるものとなるよう早期に事業に着手することといたします。

また、この新型コロナウイルス感染症対策の国の第2次補正予算が本日、成立の見通しであります。これを受けまして、この対策に係る地方創生臨時交付金についても追加交付が決定いたしましたところであります。早急に本町でも補正予算編成に取りかかりまして、即効性のあるものとしたたく、近々臨時議会を招集いたしたたく、ご理解をお願いいたします。

まだまだ、この感染症に対する対策は不十分であります。国内、県内での感染者の発生状況に鑑みまして、これまで業務継続計画により職員の分散勤務のため開設をしておりました今庄サテライトオフィスにつきまして、本日をもちまし

て閉鎖・撤収することといたしました。来週15日からは、本来の通常配置の勤務といたしますので、併せてご理解をお願い申し上げます。

最後になりますが、地方自治を取り巻く情勢が益々厳しい状況にある中で、6つのまちづくり事業に掲げました「効率的な行財政運営によるまちづくり」についても積極的に取り組むことといたしまして、健全な行財政運営が継続できるよう、必要な財源の確保につとめながら、最小限の経費で最大限の効果を引き出せるよう、より一層の事務事業の集中と選択をすすめていきたいと考えております。

今後とも、国・県をはじめ、幅広い関係者と連携をとりながら、また、議員の皆様方のご指導をいただきながら、職員一丸となって、しっかり頑張って取り組んでいきたいと考えております。今後ともご指導をよろしくお願い申し上げます。お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

〔町長（岩倉光弘君）降壇〕

○議長（秋田重敏君）閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。新しい議会構成のもとで、議員各位におかれましては、各案件に対しまして慎重に審議していただき、それぞれ妥当なるご決議をいただきましたこと、また、今期定例会の運営に対し、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、町長をはじめ理事者各位におかれましては、会期中、代表質問をはじめ、議員が申し述べましたことを町政に反映していただき、南越前町の更なる発展のためにご尽力いただきますようお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言も解除され、地域経済活動並びに地域住民の生活も徐々に通常に戻っていくものと思われま

しかし、感染症が完全に終息した状況ではなく、国の専門化会議の指摘にもありますように、今後第2波、第3波の感染拡大の発生が懸念されております。

議会といたしましては、今後の感染状況等の動向を十分に把握し、感染拡大の防止を図りつつ、地域住民生活、並びに、地域経済活動が維持できるよう、早め早めの施策を講じていただくよう、お願いするものであります。

最後になりましたが、各位におかれましても3密をさけ、新しい生活様式の実践による感染防止にご留意いただきますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

これをもって、令和2年6月南越前町議会定例会を閉会いたします。

〔閉会 午後4時26分〕